

## 課題等対応のための平成24年2月の主な動き、取組

### 1 厳しい雇用失業情勢への対応

- ・引き続き、各種就職支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・引き続き、積極的な求人開拓の実施
- ・引き続き、雇用調整助成金による雇用維持支援
- ・円高等に伴う雇用状況への影響把握

### 2 平成24年3月新規学卒未内定者に対する支援等の取組

#### (1) 高等学校卒業予定者

- ・求人開拓の実施
- ・学卒ジョブサポーター（高卒等担当）による高等学校と連携した個別相談会等の実施
- ・トライアル雇用事業活用による一般求人から学卒求人への転用求人と未内定者とのマッチング（1月から実施）

#### (2) 大学等卒業予定者

- ・合同就職面談会の実施（2月8日（水）、鹿児島サンロイヤルホテル）
- ・引き続き、新卒応援ハローワークでの模擬面接や就職活動に役立つセミナー等の実施
- ・引き続き、学卒ジョブサポーター（大学等担当）による大学等での定期的な出張相談の実施
- ・トライアル雇用事業活用による一般求人から学卒求人への転用求人と未内定者とのマッチング（1月から実施）

### 3 改正育児・介護休業法に関する取組

- ・事業主、労働者へ周知用資料の配布
- ・集中的な個別指導
- ・機関紙、新聞、ホームページ、新聞広告等を活用した集中的な広報の実施

### 4 労働災害防止対策の取り組み強化

労働災害の多発している建設業、運送業、食料品製造業及び保健衛生業などに対し、集中的に一斉監督、集団指導や個別指導等の実施

#### (建設業)

- ・一斉監督の実施（12月～1月）
- ・2月の鹿児島県建設業無災害運動準備月間において労働災害防止対策の集団指導実施（全体で24ヶ箇所程度、労働基準監督署が実施）

#### (運送業)

- ・2月3日陸上貨物運送事業者に対する労働関係等説明会の開催（労働災害防止セミナー）

#### (多発している業種)

- ・集中的な個別指導（各労働基準監督署が実施）

## 12月の有効求人倍率は0.60倍で、前月と同水準

鹿児島県の12月の有効求人倍率(季節調整値)は0.60倍となり、前月(0.60倍)と同水準となりました。

新規求人倍率(季節調整値)は0.92倍となり、前月(0.97倍)を0.05ポイント下回りました。

新規求人数は前年同月比10.9%の増となり、23ヶ月連続の増加となりました。

産業別では、建設業(5.0%減)は23ヶ月ぶりの減少、製造業(1.0%増)は3ヶ月連続の増加、運輸業、郵便業(13.8%増)は2ヶ月連続の増加、卸売業、小売業(26.4%増)は10ヶ月連続の増加、宿泊業、飲食サービス業(28.6%増)は12ヶ月連続の増加、医療、福祉(18.6%増)は23ヶ月連続の増加、サービス業(14.3%増)は再び増加となり、建設業を除く主要産業で増加となりました。

新規求職者数は前年同月比7.6%の減となり、7ヶ月連続の減少となりました。

新規常用求職者について態様別で前年同月比でみると、在職求職者(4.5%減)は7ヶ月連続の減少となりました。また、離職求職者(9.4%減)も7ヶ月連続の減少、無業求職者(8.1%減)は2ヶ月連続の減少となりました。

離職求職者の内訳では、事業主都合離職者(12.1%減)は25ヶ月連続で減少し、自己都合離職者(7.9%減)は7ヶ月連続の減少となりました。

政府の1月の月例経済報告では、景気の基調判断を、「東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、緩やかに持ち直している。」とし3ヶ月連続で据え置きました。また、雇用情勢についても、「持ち直しの動きもみられるものの、東日本大震災の影響もあり依然として厳しい。」と前月の表現を踏襲しています。

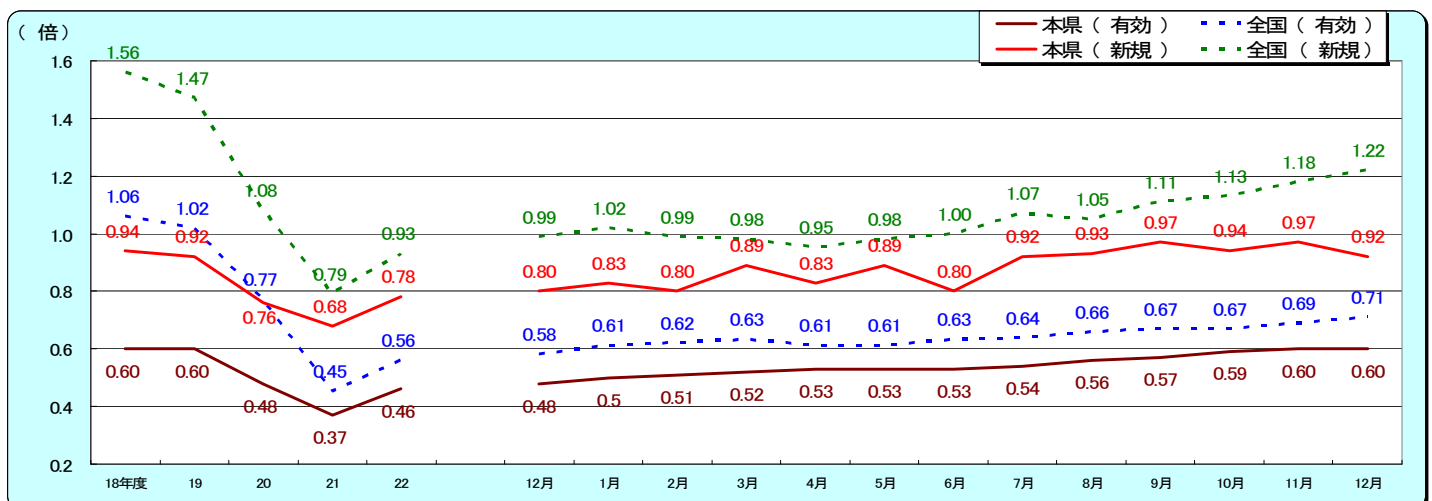
鹿児島県の雇用情勢は、新規求人数が増加傾向で推移しているものの、一部の産業による大幅な求人の増加、緊急雇用対策事業求人の下支えが大きく、また、正社員求人の割合が低く、有効求職者数は平年と比べると高水準で推移していることから、依然として厳しい状況が続いています。

また、急激な円高等による影響が懸念されるところであり、引き続き注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、厳しい雇用情勢に適切に対応するため、新成長戦略の「ステップ1(新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策)」、「ステップ2(円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策)」及び「ステップ3(厳しい経済環境下における雇用・労働施策の推進)」を着実に実行し、加えて平成23年度厚生労働省第3次補正予算に盛り込まれた雇用対策を積極的に推進し、雇用維持や就職支援等に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めて参ります。

(職業安定部職業安定課)

新規有効求人倍率の推移



## 平成23年度最低賃金基礎調査結果

鹿児島県最低賃金は、平成23年10月29日、642円から647円に改正されたところですが、鹿児島労働局は平成23年度最低賃金基礎調査を実施しました。

その結果、改正前の最低賃金額「642円」未満の労働者の割合（「未満率」といいます）は、2.00%で、改正後の「647円」未満の労働者の割合（「影響率」といいます）は3.10%となっています。

産業別にみると、改正前の最低賃金額「642円」未満の労働者の割合が高い業種は、食料品製造業、繊維工業、洗濯業、理・美容業、自動車整備業で、この内食料品製造業、繊維工業、洗濯業の3業種は昨年度の調査でも高い数値が認められ、鹿児島労働局では、これらの業種の事業主団体等に対して、最低賃金改正を周知するとともに、傘下の会員事業主が、最低賃金を守るよう指導の徹底を呼びかけました。

（労働基準部賃金室）

### 【最低賃金基礎調査】

#### ※目的

最低賃金の決定又は改正のための最低賃金審議会の審議資料とするため、地域、産業、年齢等の別に労働者の賃金分布を把握することにより、特に低賃金労働者の賃金実態を明らかにすることを目的としている。

#### ※調査実施時期

平成23年6月

#### ※調査実施事業場数及び労働者数

事業場数(有効回答数)……661件(有効回答率34.4%)

労働者数……5,184人

# 平成24年7月1日から 改正育児・介護休業法が全面施行されます！

男女ともに仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、育児・介護休業法が改正され、平成22年6月30日から施行されていますが、従業員数100人以下の事業主においてはこれまでその一部について適用が猶予されていました。

いよいよ平成24年7月1日から、①短時間勤務制度、②所定外労働の制限制度、③介護休暇制度が全面適用となります。対象企業におかれましては、自社の就業規則など規定の整備にお早めにお取り組みください。

制度の概要は次の通りです。

## ○ 短時間勤務制度

- ・ 3歳未満の子を養育する労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度(1日の労働時間を原則として6時間とする措置を含む)を設けることが事業主の義務となります。
- ・ 日々雇用される労働者や1日の所定労働時間が6時間以下の労働者、労使協定により適用除外とされた労働者は制度利用の対象となりませんが、代替措置を講じなければならない場合もあります。

## ○ 所定外労働の免除

- ・ 3歳未満の子を養育する労働者が申し出た場合には、事業主は、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。
- ・ 日々雇用される労働者、労使協定がある場合は勤続1年未満及び週の所定労働日数が2日以下の労働者は除外されます。

## ○ 介護休暇制度

- ・ 要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う労働者は申し出ることにより、対象家族1人であれば年5日まで、2人以上であれば年に10日まで、1日単位で休暇を取得できます。
- ・ 介護休暇は、労働基準法で定める年次有給休暇とは別に与える必要があります。
- ・ 原則として、対象家族の介護、その他の世話をする全ての男女労働者(日々雇用される労働者を除く)が対象となります。ただし、勤続年数6か月未満の労働者と週の所定労働日数が2日以下の労働者については、労使協定がある場合には対象となりません。

改正育児・介護休業法に関する情報(規定例のダウンロードも可能です)は、厚生労働省ホームページで紹介しています。( <http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html> )

(雇用均等室)